

令和 8 年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業に従事するベビーシッターの要件について

【従事要件】

1 本事業の参画事業者として認定されたベビーシッター事業者に所属していること。

2 「居宅訪問型保育基礎研修（以下、「基礎研修」という。）」を修了していること。
ただし、保有する資格等に応じ、一部科目の受講を免除又は補足研修の受講をもって代えることができる。（詳細は下表のとおり）

3 基礎研修のうち、「特別に配慮を要する子どもへの対応（0歳から2歳）」及び「特別に配慮を要する子どもへの対応（3歳から5歳）」を修了していること。
ただし、令和 6 年度までの基礎研修修了者（一部受講免除者及び補足研修受講対象者を含む。）は以下のとおり取り扱う。
・令和 7 年度及び令和 8 年度は経過措置期間として、基礎研修のうち「特別に配慮を要する子どもへの対応（0歳から2歳）」及び「特別に配慮を要する子どもへの対応（3歳から5歳）」を未修了者でも従事可能とする。

【○：受講必須 ―：受講免除 ◆：受講任意】

※ACSA：公益社団法人全国保育サービス協会

科 目		所要時間	原則 (右の資格等に 該当しない場合)	一部受講免除 又は 補足研修受講対象							
				東京都が実施する 居宅訪問型保育 基礎研修修了者 (※ 4)	東京都が確認した 居宅訪問型保育 基礎研修修了者 (※ 5)	ACSA ベビーシッター 養成研修 + 現任研修修了者	ACSAの 認定ベビーシッター資 格保有者	子育て支援員 専門研修 (地域保育コース) 修了者 (※ 6)	保育士	東京都内の地域型 の家庭的保育者 (※ 7)	看護師で一定の 保育経験を有する者 (※ 8)
+ 特別に 配慮を 要する + 小児 保健Ⅲ の 対応 (3 歳 から 5 歳)	1 居宅訪問型保育の概要	1時間	○					○			
	2 乳幼児の生活と遊び	1時間	○			-	-		-	-	-
	3 乳幼児の発達と心理	1.5時間	○								
	4 乳幼児の食事と栄養	1時間	○	-	-			-		-	-
	5 小児保健Ⅰ	1時間	○								
	6 小児保健Ⅱ	1時間	○			◆ (※ 2)	◆ (※ 2)	◆ (※ 2)	◆ (※ 2)	◆ (※ 2)	◆ (※ 2)
	7 小児保健Ⅲ 【新規】	1.5時間	○	◆	◆						
	8 心肺蘇生法 (実技講習)	2時間	○					-			
	9 居宅訪問型保育の保育内容	2時間	○					専門研修			
	10 居宅訪問型保育における環境整備	1時間	○					-			
	11 居宅訪問型保育の運営	1時間	○					○			
	12 安全の確保とリスクマネジメント	1時間	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	13 居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	1.5時間	○					-			
	14 居宅訪問型保育における保護者への対応	1.5時間	○					○			
	15 子ども虐待	1時間	○					-			
	16 特別に配慮を要する子どもへの対応 (0歳から2歳)	1.5時間	○			○ (※ 3)	○ (※ 3)	○ (※ 3)	○ (※ 3)	○ (※ 3)	○ (※ 3)
	17 特別に配慮を要する子どもへの対応 (3歳から5歳) 【新規】	1.5時間	○	○ (※ 3)	○ (※ 3)						
	18 実践演習Ⅰ (DVD・お世話編・あそび編・ディスカッション)	1～2日	○	-	-	-	-	○	-	-	○
補足研修 (※ 1)		4時間	-	-	-	-	○ (※ 9)	-	○	○	○

- （※ 1）補足研修は、基礎研修のうち、居宅訪問型保育に特化した「居宅訪問型保育の概要」、「居宅訪問型保育の保育内容」、「居宅訪問型保育の運営」及び「居宅訪問型保育における保護者への対応」の4科目を集約して実施。
他に受講を希望する科目があれば、科目ごとに受講することも可。
- （※ 2）「小児保健Ⅲ」の受講を希望する場合は、「小児保健Ⅰ」及び「小児保健Ⅱ」を併せて受講する。基礎研修のうち、既に「小児保健Ⅰ」及び「小児保健Ⅱ」を修了している方は、「小児保健Ⅲ」のみ受講が必要。
- （※ 3）従事要件 3 のとおり、令和 6 年度までの居宅訪問型保育基礎研修修了者（一部受講免除者及び補足研修受講対象者を含む。）は、令和 7 年度及び令和 8 年度を経過措置期間とする。
なお、基礎研修のうち、既に「特別に配慮を要する子どもへの対応（0歳から2歳）」を修了している方は、「特別に配慮を要する子どもへの対応（3歳から5歳）」のみ受講が必要。
- （※ 4）平成27年度から令和 6 年度までに、東京都又は公益社団法人全国保育サービス協会が実施した居宅訪問型保育基礎研修の修了者を指す。
- （※ 5）平成27年度以降に、都内区市町村（指定研修事業者を含む。）が実施し、都が確認した居宅訪問型保育基礎研修の修了者を指す。
なお、都内区市町村（指定研修事業者を含む。）が実施した研修の確認方法等については、別途、定める。
- （※ 6）子育て支援員研修は、東京都が実施するものに限らず対象とする。
- （※ 7）東京都が実施する家庭的保育者研修を修了し、区市町村が認定した地域型の家庭的保育者（退職者を含む。）を指す。
- （※ 8）「一定の保育経験」とは、子ども・子育て支援新制度における保育所、認定こども園及び地域型保育事業での乳幼児の保育経験を指す。
- （※ 9）公益社団法人全国保育サービス協会の認定ベビーシッター資格保有者のうち、現在ベビーシッターとして活動している者は、補足研修の受講を免除する。